

## 豊中市都市景観デザイン相談設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市景観の向上をめざし、専門的及び技術的立場から助言を行う「豊中市都市デザインアドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)により構成する「都市景観デザイン相談」(以下「デザイン相談」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 デザイン相談は、次の各号に掲げる事項についての相談を受け助言を行う。

- (1) 景観計画区域内(都市景観形成推進地区内を含む。)における行為の届出に関すること。
- (2) 豊中市屋外広告物条例に基づく事前協議に関すること。
- (3) 景観協定及び景観形成協定並びに都市景観形成推進地区のルールづくりに関すること。
- (4) 公共事業の整備に関すること。
- (5) 市民や事業者からの景観の相談に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 アドバイザーは、3人以内とする。

2 アドバイザーは、前条に掲げる職務に従事できる学識経験者や専門家のなかから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長はアドバイザーを解嘱することができる。

### (招集)

第5条 市長は、デザイン相談が必要であると認めるときは、アドバイザーを招集するものとする。

### (関係者の出席等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (謝礼金)

第7条 アドバイザーの謝礼金は、予算の範囲内で支払うものとする。

### (庶務)

第8条 アドバイザーの庶務は、都市計画推進部都市計画課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から実施する。